✔ 東京商工会議所

RCEPは2022年1月1日発効!

【ご案内】 RCEPと原産地証明 について

2021年12月3日、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定にかかる特定原産地証明書の発給機関として、**日本商工会議所**が指定されました。

東京商工会議所は特定原産地証明書を取り扱いません(※)ので、

RCEPにかかる問い合わせは以下へお願いいたします

(※)**日本商工<mark>会議所</mark>東京事務所が、**東京商工会議所、証明センター内に所在しております。

■実際の申込み(登録など)について

日本商工会議所 問い合わせフォーム

https://www.jcci.or.jp/tokuteico-form.html



■事前勉強(ハウツーなど)について

ジェトロEPA相談窓口

https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html



貿易登録企業の皆さま向けFAQ

1. RCEPって、そもそも何なの?





わが国にとって19番目のEPA(経済連携協定)で、中国・韓国が含まれる初のEPAとなります。EPAとは、特定の国や地域同士での貿易や投資を促進するため、主に「輸入にかかる関税」の減免を約束する「条約」です。関税減免の恩恵を受けるのは「輸入する者」であり、協定が定めた書類(日本商工会議所が発給する「特定原産地証明書」など)を輸入通関時に輸入地の税関へ提出する必要があります。

2. 既に日本商工会議所の「特定原産地証明書 発給 システム」を使っています。あれのことですか?



はい、そうです。2022年1月以降、システムにRCEPが追加される予定とのことです。

(裏面に続く)



(オモテ面からの続き)

3. これまで東京商工会議所で申請してきた中国

・韓国向けの原産地証明はどうなるの?



銀行やFDAなど、税関以外の組織への提出、顧客自身が商用目的で使用等の場合、引き続きご申請ください。

RCEP協定の税率を適用した輸入通関には使えません。

4. 中国・韓国の顧客が日本商工会議所のRCEP 「特定原産地証明書」を要求してきたら、 必ず提出しないといけないの?





いいえ、必ずではありません。RCEPの特定原産地証明書の目的は「輸入通関の関税減免」のみです。RCEPを用いなくとも、一般税率を適用して輸入通関することが可能です。**恩恵を受けるのは現地顧客**ですので、協力するかしないかは、話し合いで決めてください(協力する場合は、「申請」のみでなく、産品の原産性を立証する「原産品判定」という作業が必須となりますので、手間相応のfeeを顧客に要求しても良いでしょう)。

5. 日本商工会議所のRCEP特定原産地証明書と、 東京商工会議所の原産地証明書、同時に 両方とも申請していいの?





はい、結構です。RCEPとは関係のない情報(L/C番号、P/O番号、Contract番号、衛生情報、自由販売情報等)の記載された証明書を求められた場合は、従来同様に、東京商工会議所の原産地証明書、インボイス証明、サイン証明だけが対応可能です。

特定原産地証明書は、日本商工会議所が政府に代わって発給する公文書であり、記載できる内容は協定に定められた事項のみに厳しく制限されます(L/C番号などは書けません)。